

## 倉敷看護専門学校 自己点検・自己評価結果

専修学校における学校自己評価については、平成19年の学校教育法改正により、自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化されました。また、平成23年3月、厚生労働省の「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の改正により、養成所は教育活動その他の養成所運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表することとなりました。

本校においては平成23年から学校自己評価委員会を立ち上げ、自己点検・自己評価を体系化し検討してきました。本校が実施している教育や運営状況を年度毎に振り返り、質の向上に向けて取り組むことが必要であると考えています。

### 1 自己評価結果

評価は、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」の看護師等養成所の自己点検・自己評価指針をもとに作成しています。

平成28年度は都立看護学校の自己評価表を参考に、評価内容・項目の見直しを行い、ⅠからⅧのカテゴリーに分類した45項目について評価を行いました。評価尺度は、「よい：5点」～「不十分：1点」までの5段階とし、評価点をつけています。評価点をつける際、評価項目の評価の視点に基づき普通レベルの項目ができていれば3点、加点項目ができていれば4点以上としています。

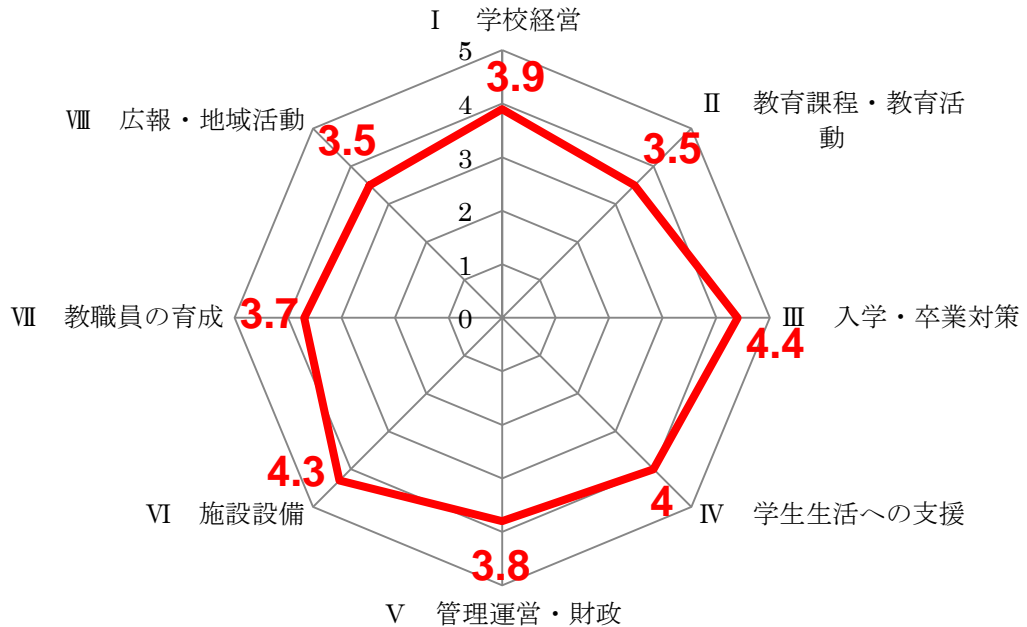
自己点検・自己評価は、本校で作成した「自己評価運用の手引き」に基づき、スケジュールに沿って教職員全員で行い、年度末に学校自己評価委員会で統合し、結果をまとめています。

下記に平成28年度の各内容における評価平均点を示します。

### 平成28年度 評価結果

	内容	評価項目数	平均点
I	学校経営	7	3.9
II	教育課程・教育活動	12	3.5
III	入学・卒業対策	6	4.4
IV	学生生活への支援	4	4.0
V	管理運営・財政	4	3.8
VI	施設設備	4	4.3
VII	教職員の育成	6	3.7
VIII	広報・地域活動	2	3.5
	総平均		3.8

## 学校自己評価（平成28年度）



### 2 課題

毎年自己点検・自己評価を行うことで、学校のいま課題とする内容が見えてきます。平成 28 年度は、評価項目や評価の視点の見直しを行ったため、単純に平成 27 年度と評価結果を比較することはできませんでした。

しかし、図に示す通り、評価点の低い内容としては、「II 教育課程・教育活動」(3.5)と「VIII 広報・地域活動」(3.5)の2つが挙げられます。この2つの内容については、評価点の低い項目に焦点をあて、各課程で平成 29 年度の強化内容として取り組んでいきます。その他の評価内容については、担当する委員会で、各項目で挙げられた課題をもとに、年間目標にあげ活動していきます。

このように、前年度の評価結果をもとに、各課程や担当する委員会を中心に課題となることを目標にあげ、学校全体で学校運営、教育の充実に努めていきます。

平成 29 年 6 月 6 日